

## 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

### 1 改正の目的及び理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行による民法（明治29年法律第89号）の一部改正を考慮し、奨学生又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該修学奨励資金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の奨学生又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることができるよう貸与申請者等からあらかじめ同意を得ようとするとともに、必要な文言の整理をし、併せて押印の見直しをするものである。

### 2 施行期日 公布の日